



INDEX

■ 第一章 地球上の誰と会話しても話題はたったのひとつ

■ 第二章 GST 申告フォーム「GSTR-3B」について



## Chapter.01

# 第一章 地球上の誰と会話しても話題はたったのひとつ

2020年3月25日のインド全土でのロックダウンがスタートし、Essential Serviceを除いては街中の文房具屋さんも例外なく休業5週間目に入りました。インドにとっても世界にとっても未曾有の状況下で、先日スーパーマーケットでノートを購入したのですが、各ページの左部に朱色の二重線が上から下まで引かれたタイプのものしか在庫がなく、家で開いてみて現金出納係のおぼちゃん気分になりました。ああ、インドでもいまだにほとんどの中小企業の現金出納帳は手書きなんだろうなあ、と思いを馳せながら。

企業経理の体系的な業務は、実はルール化された作業の無数の組み合わせで成り立っている側面もあり、高いAI技術は要らなくとも、今注目されているRPA (Robotic Process Automation) やHRテック、フィンテックなどに代表されるIT技術やSaaS (Software as a Service) をベースとした様々なアプリケーションを適材適所かつ有機的にはめ込んでいくことで、その自動化による仕上がりのスピードは格段に上がり、中には効率が数十倍も上昇した企業の例もあるほどです。そんな潮流のなかで、まさかと思うかも知れませんが、江戸商人のそろばん時代の遺物とも、企業出納部門の聖域ともいわれる「手書きの現金出納帳」を、今後も維持していくべきか、あるいはなくすべきかの議論は日本の企業内でも未だに繰り広げられているという話も聞きます。維持保守派の言い分は、「得てして現金の出納には、請求書のない支払いや小口現金（職員への仮払）・立替払いの精算関係が多く、事後のチェックや監査時に、会計帳簿との整合性がとれる資料が少ないため、手書きの出納帳がその証憑代わりとなるのよ。」、さらに「現金の出入りのたびに電卓をたたいて記帳していかなければ逐次誤りを発見できず、現物と記録上の残高が乖離してしまう可能性が出てくるわ。」などなど、聖域感がたっぷりです。むろん、撲滅革新派の根拠はこうです。

「システム残高の正確性を支持する根拠資料が、おばちゃんの手書きだろうがエクセルやロボットだろうが信頼度において何も変わらないじゃないか。そもそも電卓を盲信することに異議ありだ。」 正論です。そうですね、このような時は、いったんそのルールや習慣を思い切って中止してみたら、本当に重要なものだったか否かを本質的に見極めるのがいいかも知れません。

世界中が一連の新型コロナ禍に見舞われている現在、在宅勤務ばかりが注目されていますが、勤務どころか全てをいわば“在宅宇宙”で行わねばならず、喧嘩もおしゃれも放浪もすべて在宅ベースです。が、活動の強引な切り貼りは心身の不均衡を招きます。そこで個人の 24 時間をいったんゼロにもどして、時空を大胆に再デザインしていくのはいかがでしょう。雑事や不要事を完全に遮断しなければ、令和のニュートンは生まれないと思いますし、いったん棄却したもので本当に重要なものならおのずと蘇ってくるはず。アフターコロナ時代の手書き現金出納帳の行く末はわかりませんが、ひょっとしたらロボットによる正確無比の未精算追跡と自動督促メールよりも、電卓おばちゃんからの電話呼び出しの方がよほど有効で怖かったという結論にたどり着くかもしれませんね。

## Chapter.02 第二章 GST 申告フォーム「GSTR-3B」について

さて、前回までご説明をしてきました GSTR-1（顧客へ売り上げた商品やサービスの詳細を税務当局へ報告するための税務申告フォーム）に引き続き、今回からは GST 申告を完結させるために、そして、納税を実施するために必要となる申告フォームである「GSTR-3B」について具体的にご紹介をしていきたいと思います。

### Ⅰ GSTR-3B とは？

「GSTR-3B」は、対象期間に顧客へ売り上げた物品やサービスに関する GST Output（日本の課税売上に対応します）の詳細、および仕入先から購入した物品やサービスに関する GST Input（日本の課税仕入に対応します）の詳細を税務当局へ報告し、当月の納税額を確定させるための税務申告フォームです。

### Ⅰ GSTR-3B の申告および納税期限

前年度売上高	対象地域	期日
5,000 万ルピー以上	全国	毎月 20 日
5,000 万ルピー未満	15 州・連邦直轄領（※1）	毎月 22 日
	22 州・連邦直轄領（※2）	毎月 24 日

（※1）GSTR-3B の申告期限が毎月 22 日となる 15 の州・地域

アーンドラプラデシュ州、マディヤ・プラデーシュ州、グジャラート州、タミルナドゥ州、マハーラーシュトラ州、ダマン・ディーウ連邦直轄領、ダドラー及びナガル・ハヴェーリー連邦直轄領、ボンディシェリ連邦直轄領、カルナータカ州、ゴア州、ケララ州、テランガーナ州、チャッティースガル州、アングマン・ニコバル諸島連邦直轄領、ラクシャディーブ連邦直轄領

（※2）GSTR-3B の申告期限が毎月 24 日となる 15 の州・地域

パンジャブ州、ラジャスタン州、ウッタラーカンド州、ハリヤーナー州、ウッタル・プラデーシュ州、ヒマーチャル・プラデーシュ州、ビハール州、シッキム州、アルナーチャル・プラデーシュ州、ナガランド州、マニプル州、ミゾラム州、トリプラ州、メーガーラヤ州、アッサム州、ウェストベンガル州、ジャールカンド州、オーディシャ州、ジャンムー・カシミール連邦直轄領、ラダック連邦直轄領、チャンディーガール連邦直轄領、デリー首都圏

## 延滞税

申告期限までに GSTR-3B を申告しなかった場合には延滞税を支払わなければなりません。延滞税の金額は、対象月に売上取引も仕入取引もなかった場合 (Nil Return) には 1 日あたり 20 ルピー (CGST 10 ルピー、SGST 10 ルピー)、対象期間に取引があった場合には 1 日あたり 50 ルピー (CGST 25 ルピー、SGST 25 ルピー) となります。但し、延滞税の上限は申告ごとに 10,000 ルピー (CGST が 5,000 ルピーに SGST が 5,000 ルピー) です。なお、延滞税を支払わない限り、翌月の GSTR-3B の申告を実施することができません。

## 遅延利息

また、申告を期限内に実施したとしても納付すべき GST の支払が遅延した場合には、年利 18% の遅延利息を支払わなければなりません。

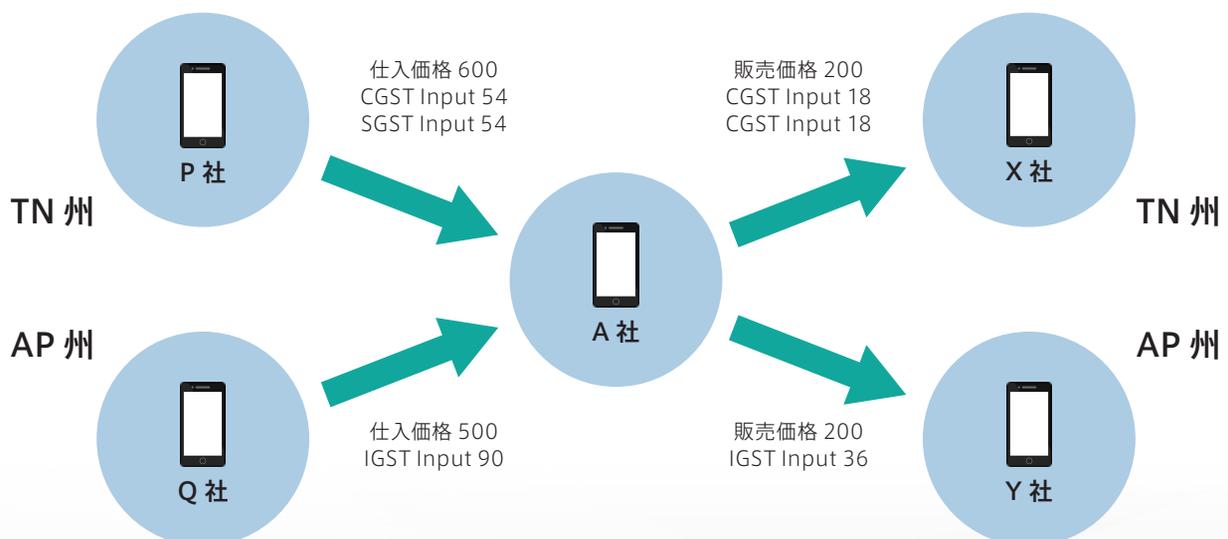
## GSTR-3B における GST Input と GST Output の相殺

GST には州間取引に係る GST である "IGST"、州内取引に係る GST のうち中央政府に納める GST である "CGST" と州政府に納める GST である "SGST" の 3 種類があり、GST Input と GST Output の相殺順序には以下のようなルールがあります。

	IGST Output	CGST Output	SGST Output
IGST Input	①	②	
CGST Input	④	③	相殺不可
SGST Input	⑥	相殺不可	⑤

上記の①→⑥の順番で相殺をします。つまり、まず最初に IGST Input の残高をすべて相殺しなければなりません。

< 例 >



TN 州に拠点を置く A 社は TN 州の P 社および AP 州の Q 社からスマートフォンを仕入れ、TN 州の X 社および AP 州の Y 社に販売しています。20XX 年 4 月は、P 社から 600 ルピー相当を、Q 社からは 500 ルピー相当を仕入れ、一部を X 社へは 200 ルピーで、Y 社へは 200 ルピーで販売しました。スマートフォンを取引した場合、州内の取引の場合には CGST と SGST が 9% ずつ、州間の取引の場合には IGST が 18% 課税されます (2020 年 4 月時点)。前月までの GST Input と GST Output がいずれもなかったものと仮定すると、A 社の 4 月末時点の GST 残高は下記の通りとなります。

	IGST	CGST	SGST
GST Input	90	54	54
GST Output	36	18	18

これを下記のとおり①→②の順番に相殺をしていくこととなります。

① まずは IGST Output を IGST Input と相殺します。すると残高は下記の通りとなります。

	IGST	CGST	SGST
GST Input	54	54	54
GST Output	0	18	18

② まずは IGST Output を IGST Input と相殺します。すると残高は下記の通りとなります。

	IGST	CGST	SGST
GST Input	18	54	54
GST Output	0	0	0

## 執筆者紹介 About the writer



### 吉盛 真一郎

慶応義塾大学経済学部卒。日本・香港・スリランカ・インドにて、日系企業の経理・財務・総務業務に約14年従事。スリランカにてCSR業務から派生したソーシャルビジネスの起業実績もあり、経営者として管理業務実績を数多く積んでいる。2019年よりパンガロールを中心とした南アジアに強い会計・税務コンサルタントとして日系企業のインド進出を支援している。  
(第一章 担当)



### 木内 達哉

東京大学経済学部卒。IT業界での営業職を経て、経営企画室にて予算管理や内部統制整備、法務コンプライアンス業務、また、財務経理部にて海外子会社の経理業務などを含む幅広い経営管理業務に約10年従事。2018年より南インドに移住し、インド会計・税務コンサルタントとして日系企業のインド進出を支援している。  
(第二章 担当)

ニュースレターに関するご意見や、サービスに関するお問い合わせは下記よりご連絡ください。



Global Japan AAP Consulting Private Limited

吉盛: s.yoshimori@g-japan.com / 木内: t.kiuchi@g-japan.com

当 PDF ドキュメントの内容、テキスト、画像等の無断転載・無断使用を固く禁じます。  
また、NAVER まとめ等のまとめサイトへの引用を厳禁いたします。

Unauthorized copying and replication of the contents of this site, text and images are strictly prohibited.